

特別研究員の研究奨励金に関する取扱要項

平成15年10月1日	理事長裁定
平成24年12月1日	改正
平成26年12月24日	改正
平成29年4月1日	改正
平成30年4月1日	改正
令和元年10月1日	改正

(趣旨)

第1条 この要項は、日本学術振興会（以下「振興会」という。）が特別研究員に対して研究を奨励するために支給する資金（以下「研究奨励金」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(研究奨励金の内容)

第2条 研究奨励金は、次に掲げる経費に充てるために支給するものとする。

- 一 特別研究員の生計の維持に必要な経費
- 二 特別研究員の研究の遂行に関連する経費

2 前項第二号に掲げる経費（以下「研究遂行経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 学会関係経費
- 二 各種研究集会等への参加費
- 三 学術調査に係る経費
- 四 自宅での研究に必要な経費
- 五 所属・関連機関への交通費

(研究奨励金の支給方法)

第3条 振興会は、年度当初までに、特別研究員に対して、研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望するか否かの申告を求めるものとする。

2 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望する旨の申告をした特別研究員については、振興会は、研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給するものとする。ただし、特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）については、主要渡航期間中は研究遂行経費の取扱いを受けることができないものとする。

3 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給されることを希望しない旨の申告をした特別研究員については、振興会は、研究奨励金の全額を第2条第1項第1号に掲げる経費として支給するものとする。

4 振興会は、原則として毎月20日（当日が休日又は銀行の休業日の場合は、その翌日とする。）に、源泉徴収額控除後の研究奨励金を特別研究員の本人の銀行口座（※1）に振り込むことにより支給するものとする。

(研究遂行経費の確認)

第4条 研究奨励金のうち、その3割相当額を研究遂行経費として支給された特別研究員は、翌年の4月20日(中途辞退の場合は、その日より20日以内)までに、研究報告書と併せて、研究遂行経費の支出報告書(※2)を作成して、振興会へ提出しなければならない。

2 振興会は、前項の書類の提出を受けた場合には、当該書類の審査を行い、当該期間中に特別研究員の支出した研究遂行経費が、研究奨励金のうち、その3割相当額以上であることを確認する。

3 振興会は、前項の研究遂行経費が研究奨励金のうち、その3割相当額以上であることを確認できなかった場合には、当該部分について源泉徴収を行う。

(研究奨励金の支給の中断、停止又は取り止め)

第5条 特別研究員が出産・育児に係る採用の中断の扱いを受ける場合及び病気を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合には、振興会は、当該特別研究員に関する採用中断期間の研究奨励金の支給を中断することとする。

2 特別研究員が出産・育児を理由に研究再開準備支援の扱いを受ける場合には、振興会は、当該特別研究員に関する研究再開支援期間の研究奨励金の半額を支給することとする。

3 特別研究員の資格を喪失したり、又は取り消された場合には、振興会は、当該特別研究員に関するその翌月以降の研究奨励金の支給を停止又は取り止めることとする。

4 特別研究員-CPD(国際競争力強化研究員)については、主要渡航期間が3年間未満となった場合、3年間に満たなかった月数分を採用期間から減ずるものとし、当該月数分の研究奨励金を支給しないものとする。

5 月の途中で特別研究員が採用又は辞退したり、その資格を喪失した場合にあっては、振興会は、以下のとおり当該月の研究奨励金の額を減ずるものとする。また、資格を取り消された場合については、別に定めるものとする。

区 分	減 額 の 基 準
月の1日から15日までの採用の場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降の採用の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の1日から15日までの辞退の場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降の辞退の場合	当該月分の2分の1の額を減額する
月の最終日の辞退の場合	当該月分を全く減額しない
特別研究員が死亡した場合	当該月分を全く減額しない

(研究奨励金の返還)

第6条 特別研究員は、出産・育児に係る採用の中断の扱いを受けた場合、病気を理由とする採用の中断の扱いを受けた場合又はその資格喪失や取り消しがあった場合において、受給資格がないにもかかわらず支給を受けた研究奨励金があるときは、速やかに、その支給を受けた金額のうち受給資格がないものとされる部分の金額を振興会に返還しなければならない。

(資格の変更)

第7条 特別研究員-DCが学位取得等により特別研究員-PDに資格を変更した場合に採用期間の残期間について支給する研究奨励金の額は、以下のとおりとする。

区 分	資格変更後に支給する研究奨励金の額
平成27年度以降の採用者（学位取得者）	DCに支給する額
平成27年度～29年度の採用者（単位修得退学者）	DCに支給する額

附 則

この要項は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月1日）

この要項は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日）

この要項は、平成26年12月24日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日）

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

ただし、第5条第5項については、令和2年2月1日から施行する。

注 ※1 採用内定後の諸手続において登録した「振込銀行」

※2 本手引中の「研究遂行経費の支出報告書<様式9-2>」